

## 公共工事の品質確保の促進に関する取り組みの 中部地方整備局による発注者としての自己評価

公共工事の品質は、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければなりません。また、公共工事の効率化や品質向上及び適正な利益の確保を図るため、建設生産システムの向上に関する取り組み等を促進する必要があります。

中部ブロック発注者協議会では、これらの取り組みをより確実なものとするため、平成21年度の第1回協議会において、平成21年度の取り組み状況の自己評価を実施し、その結果を公表することが決定されました。

中部地方整備局では、この決定を受け、中部地方整備局が行う自己評価手法を検討しました。自己評価の手法については、発注者が自己評価を行うことが発注者自身の工事品質確保の取り組みを促進し、これにより公共工事のより一層の品質向上につながるとの考えから、発注者が簡便に一定レベルの評価が可能な手法を指向しました。また、検討にあたっては学識経験者等により構成される「中部地方における公共工事の品質確保に関する懇談会」(座長：名古屋工業大学大学院 山本幸司教授)のご意見を頂きながら、行いました。

### 1. 発注者評価手法について

#### (1) 評価者

- ・ 発注者自らの自己評価とします。

#### (2) 評価の視点や考え方

- ・ 評価の視点は、下表のとおり①執行プロセス②執行結果③執行環境の3点とし、幅広く評価項目を抽出しました。
- ・ 評価の各視点は、公共工事の過程を時系列で括った3段階（計画設計・入札審査・契約検査）で評価します。
- ・ 公共工事の品質確保は発注者の努力のみでは達成できず、受注者の良質な施工によって初めて実現が可能です。また、こうしてつくられた良質な社会資本を社会(国民)に適切に提供し、地域に役立つ事で公共工事の目的が達成されます。

このような考えから、発注者の取り組みの影響が受注者、国民に広がることから、今回検討した自己評価は、発注者、受注者、国民の、責務の遂行、利益・利便の享受など、それぞれの幸せに着目した三方良しの視点から評価する手法としました。

| 事項     | 内容                                      |
|--------|---|
| 執行プロセス | 公共工事の執行過程において法令等に基づき行われる品質確保の取り組み       |
| 執行結果   | 工事目的物の品質、要したコストや工期、安全性、環境対策などの公共工事の執行結果 |
| 執行環境   | 良好な調達を行う上での建設生産システムの環境(状態)              |

### (3) 評価手法

#### ①評価項目

- ・ 幅広い評価項目の中から、公共工事の各執行過程（計画設計・入札審査・契約検査）において主要な項目を選定し、取り組みの達成度を評価します。（別紙－1）
- ・ 選定した評価項目は、中部ブロック発注者協議会で定められた11項目の自己評価項目を基本とし、法令で位置付けられている義務事項、努力義務事項、その他の取り組みとし、品質の確保、コストの縮減、プロセスの透明性等を追加して、21項目を選定しました。

#### ②評価の仕方

- ・ 各発注段階毎に①実施率で評価するもの②実施状況で評価するものに分け、実施率で評価するものは、4段階（配点比率5：3：1：0）で評価、実施状況で評価するものは、実施したか否かで2段階評価します。
- ・ 配点については、評価項目基礎点を公共工事の品質確保に対する寄与度で重み付けした3段階（20，10，5点）とし、別紙－1に定めた発注者、受注者、国民における取り組みの影響率（配点率）を掛け項目毎の得点を算出します。1項目最大60点から12点とし、合計606点満点とします。
- ・ 影響率は3者（発注者、受注者、国民）に対する影響度により7パターンを設定します。（別紙－2）

#### ③評価結果の表示

##### ○取り組み状況

- ・ 評価結果は、一目で分かりやすい格付けをイメージした表示方法としました。
- ・ 21項目の総得点の満点に対する得点率により以下の格付け表示を用います。

| 取り組み状況                         | 記号 | 得点率        |
|--------------------------------|----|------------|
| 公共工事の品質確保に十分に取り組んでいる           | Aa | 90%以上      |
|                                | Ab | 90%未満80%以上 |
|                                | Ac | 80%未満70%以上 |
| 公共工事の品質確保に取り組んでいる              | Bb | 70%未満60%以上 |
|                                | Bc | 60%未満50%以上 |
| 公共工事の品質確保の取り組みが一般的だが更なる取り組みが必要 | C  | 50%未満      |

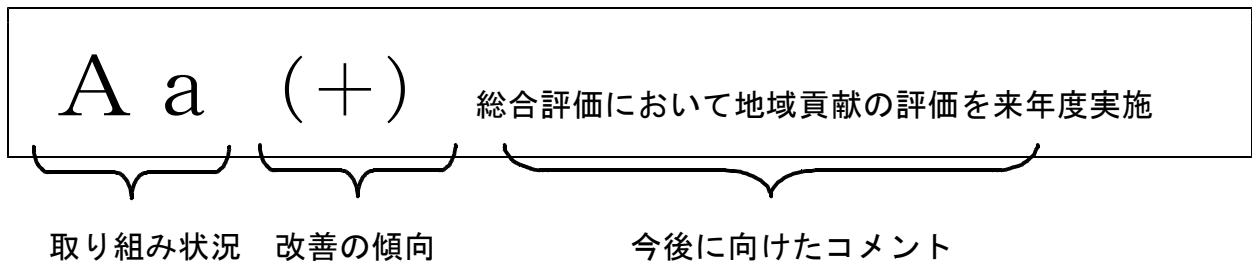
##### ○改善の傾向

- ・ 発注者は取り組みについて目標を設定し、品質確保の取り組みを改善する努力をしています。このため、その達成状況を記号化し、改善の傾向を表します。  
（今年度については、中部ブロック発注者協議会で目標を定めているため、この達成状況を年度末にフォローアップして付加する考えです。）

| 目標達成状況           | 記号  | 達成率        |
|------------------|-----|------------|
| 発注者による設定目標を達成できた | (+) | 90%以上      |
| 概ね達成できた          | (±) | 90%未満70%以上 |
| 達成できない           | (-) | 70%未満      |

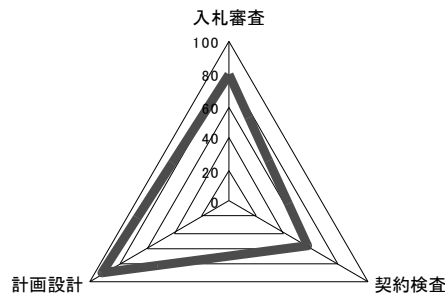
- 併せて、来年度の取り組み方針や重点項目等をコメントし、取り組みの状況の格付け、改善の傾向、コメントをセットとして評価結果とします。

(格付け評価の例)



④評価結果の補完（レーダーチャート表示）

- 格付け評価の内容を補完し、重点的に改善すべき点を明らかにし、自らの改善行動に繋げることを目的として、公共工事の執行過程毎の評価内容をレーダーチャートにより詳細明示します。

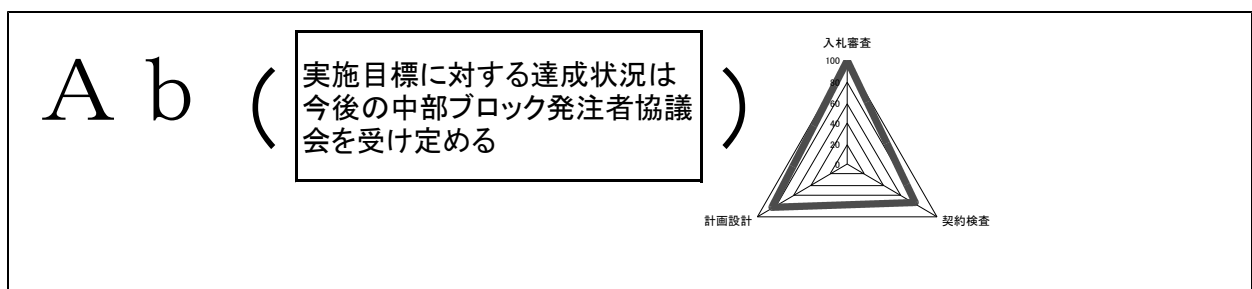


2. 評価結果の活用

- 取り組みを計画、実行した後、これらを再評価することで次の改善点の把握を行い、継続的に取り組みの改善に繋げることで公共工事の更なる品質向上を図ります。（P D C A）

3. 中部地方整備局（港湾空港部除く）の自己評価

- 平成21年度を基本として、中部地方整備局（富田英治局長）の取り組み状況（港湾空港部除く）を自己評価した結果、以下のとおりとなりました。



公共工事の発注者評価項目配点基準

| 評価項目及び<br>評価の仕方<br>公共工事の過程                | 評価項目                                      | 結果の状況        | 配分点 | 配分点内訳 | 配点率 |     |     | 配点   |
|---|---|--------------|-----|-------|-----|-----|-----|------|
|   |   |              |     |       | 発注者 | 受注者 | 国民  |      |
| 計画・設計                                     | ①業務委託発注における技術力の評価                         | 80%以上実施      | 20点 | 20点   | 1   | 0.8 | 1   | 56点  |
|   |   | 80%未満50%以上実施 |     | 12点   |     |     |     |      |
|   |   | 50%未満30%以上実施 |     | 4点    |     |     |     |      |
| 30%未満実施                                   |   | 0点           |     |       |     |     |     |      |
| ②設計照査等の実施                                 | 実施  | 20点          | 20点 | 1     | 1   | 1   | 60点 |      |
|   | 未実施                                       |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ③業務委託技術審査基準、ガイドラインの整備・公表                  | 実施  | 10点          | 10点 | 1     | 0.8 | 0.6 | 24点 |      |
|   | 未実施                                       |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| 入札・審査                                     | ④総合評価落札方式の実施率                             | 80%以上実施      | 20点 | 20点   | 1   | 0.8 | 1   | 56点  |
|   |   | 80%未満50%以上実施 |     | 12点   |     |     |     |      |
|   |   | 50%未満30%以上実施 |     | 4点    |     |     |     |      |
|   |   | 30%未満実施      |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑤総合評価落札方式におけるボランティアや災害復旧等の地域貢献(表彰)についての評価 | 実施           | 5点  | 5点    | 1   | 1   | 0.4 | 12点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑥低入札率                                     | 3%未満         | 10点 | 10点   | 1   | 1   | 0.6 | 26点  |
|   |   | 3%以上5%未満     |     | 6点    |     |     |     |      |
|   |   | 5%以上8%未満     |     | 2点    |     |     |     |      |
|   |   | 8%以上         |     | 0点    |     |     |     |      |
| ⑦低入札調査基準価格・最低制限価格の適切な改正                   | 実施  | 10点          | 10点 | 1     | 1   | 0.6 | 26点 |      |
|   | 未実施                                       |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ⑧予定価格の事後公表率                               | 90%以上実施                                   | 10点          | 10点 | 1     | 0.8 | 0.6 | 24点 |      |
|   | 90%未満80%以上実施                              |              | 6点  |       |     |     |     |      |
|   | 80%未満70%以上実施                              |              | 2点  |       |     |     |     |      |
|   | 70%未満実施                                   |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ⑨資材単価・需給動向に関する情報共有の有無                     | 実施  | 5点           | 5点  | 1     | 1   | 0.4 | 12点 |      |
|   | 未実施                                       |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| 契約・検査                                     | ⑩施工体制把握のための要領の公表                          | 実施           | 10点 | 10点   | 1   | 0.8 | 0.6 | 24点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑪施工プロセスを通じた検査の導入                          | 実施           | 5点  | 5点    | 1   | 1   | 1   | 15点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑫公共工事施行の安全指針、マニュアルの整備                     | 実施           | 5点  | 5点    | 1   | 0.8 | 0.6 | 12点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑬工事成績(平均点+5点以上の率)                         | 20%以上        | 20点 | 20点   | 1   | 1   | 1   | 60点  |
|   |   | 20%未満10%以上   |     | 12点   |     |     |     |      |
|   |   | 10%未満5%以上    |     | 4点    |     |     |     |      |
|   |   | 5%未満         |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑭事故発注状況(事故率)                              | 事故率3%未満      | 10点 | 10点   | 1   | 0.8 | 0.6 | 24点  |
|   |   | 事故率3%以上5%未満  |     | 6点    |     |     |     |      |
|   |   | 事故率5%以上8%未満  |     | 2点    |     |     |     |      |
|   |   | 事故率8%以上      |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑮設計変更に関する指針、ガイドライン等の整備                    | 実施           | 5点  | 5点    | 1   | 1   | 0.8 | 14点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑯ワンデーレスポンスの実施                             | 実施           | 20点 | 20点   | 1   | 1   | 1   | 60点  |
|   |   | 未実施          |     | 0点    |     |     |     |      |
|   | ⑰建設ICTの実施                                 | 実施           | 10点 | 10点   | 1   | 1   | 1   | 30点  |
| 未実施                                       |   | 0点           |     |       |     |     |     |      |
| ⑱受発注者間の工事情報の共有を目的としたインターネットによる情報共有サービスの活用 | 実施  | 5点           | 5点  | 1     | 1   | 1   | 15点 |      |
|   | 未実施                                       |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ⑲建設リサイクル率                                 | 90%以上                                     | 5点           | 5点  | 1     | 0.8 | 0.8 | 13点 |      |
|   | 90%未満80%以上                                |              | 3点  |       |     |     |     |      |
|   | 80%未満70%以上                                |              | 1点  |       |     |     |     |      |
|   | 70%未満                                     |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ⑳コスト削減の実施(コスト削減率)                         | 20%以上                                     | 10点          | 10点 | 1     | 0.8 | 1   | 28点 |      |
|   | 20%未満15%以上                                |              | 6点  |       |     |     |     |      |
|   | 15%未満10%以上                                |              | 2点  |       |     |     |     |      |
|   | 10%未満                                     |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| ㉑適正工期(休日作業率)                              | 5%未満                                      | 5点           | 5点  | 1     | 1   | 1   | 15点 |      |
|   | 5%以上10%未満                                 |              | 3点  |       |     |     |     |      |
|   | 10%以上20%未満                                |              | 1点  |       |     |     |     |      |
|   | 20%以上                                     |              | 0点  |       |     |     |     |      |
| 合計  |   |              |     |       |     |     |     | 606点 |

## 影響率(配点率)の設定

## 1. 影響率(配点率)の考え方

## 【発注者に対する影響】

| 配点率 | 影響の度合い                   |
|-----|--------------------------|
| 1   | 自己評価される対象のため、配点率はすべて1とする |

## 【受注者に対する影響】

| 配点率 | 影響の度合い          | キーワード                         |
|-----|-----------------|-------------------------------|
| 1   | 経営の健全化に直接的に影響する | 建設生産システムの健全化、品質の向上、工事の円滑化・効率化 |
| 0.8 | 経営の健全化に間接的に影響する | 透明性、安全性                       |

## 【国民に対する影響】

| 配点率 | 影響の度合い                     | キーワード          |
|-----|----------------------------|----------------|
| 1   | 良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい | 品質の向上、効率的かつ経済的 |
| 0.8 | 直接的な影響がやや少ない               | 効率化、より良い環境の享受  |
| 0.6 | 直接的な影響が少なく間接的に影響する         | 透明性、安全性        |
| 0.4 | 直接的な影響が小さく限定的な範囲に影響する      | 企業による地域貢献の享受   |

## 2. 評価項目と影響率(配点率)の7パターン一覧

| パターン | 公共工事の過程 | 評価項目                      | 配点率 |     |     | コメント   |
|------|---------|---------------------------|-----|-----|-----|--|
|      |         |                           | 発注者 | 受注者 | 国民  |  |
| 1    | 計画設計    | ② 設計照査等の実施                | 1   | 1   | 1   | 受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい |
|      | 契約検査    | ⑪ 施工プロセスを通じた検査の導入         | 1   | 1   | 1   |  |
|      | 契約検査    | ⑬ 工事成績(平均点+5点以上の率)        | 1   | 1   | 1   |  |
|      | 契約検査    | ⑯ ワンデーレスポンスの実施            | 1   | 1   | 1   |  |
|      | 契約検査    | ⑰ 建設ICTの実施                | 1   | 1   | 1   |  |
|      | 契約検査    | ⑱ インターネットによる情報共有サービスの活用   | 1   | 1   | 1   |  |
|      | 契約検査    | ㉑ 適正工期(休日作業率)             | 1   | 1   | 1   |  |
| 2    | 入札審査    | ⑮ 設計変更に関する指針、ガイドラインの整備    | 1   | 1   | 0.8 | 受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響がやや少ない               |
| 3    | 入札審査    | ⑥ 低入札率                    | 1   | 1   | 0.6 | 受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響が少なく間接的に影響する         |
|      | 入札審査    | ⑦ 低入札調査基準価格・最低制限価格の適正な改正  | 1   | 1   | 0.6 |  |
| 4    | 入札審査    | ⑤ 総合評価落札方式における地域貢献の評価     | 1   | 1   | 0.4 | 受注者には経営の健全化に直接的に影響し、国民には直接的な影響が小さく限定的な範囲に影響する      |
|      | 入札審査    | ⑨ 資材単価・需要動向に関する情報提供の有無    | 1   | 1   | 0.4 |  |
| 5    | 計画設計    | ① 業務委託発注における技術力の評価        | 1   | 0.8 | 1   | 受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には良いものを早く安く利用可能となり直接的な影響が大きい |
|      | 入札審査    | ④ 総合評価落札方式の実施率            | 1   | 0.8 | 1   |  |
|      | 契約検査    | ⑳ コスト削減の実施(コスト削減率)        | 1   | 0.8 | 1   |  |
| 6    | 契約検査    | ⑲ 建設リサイクル率                | 1   | 0.8 | 0.8 | 受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には直接的な影響がやや少ない               |
| 7    | 計画設計    | ③ 業務委託技術審査基準、ガイドラインの整備・公表 | 1   | 0.8 | 0.6 | 受注者には経営の健全化に間接的に影響し、国民には直接的な影響が少なく間接的に影響する         |
|      | 入札審査    | ⑧ 予定価格事後公表率               | 1   | 0.8 | 0.6 |  |
|      | 契約検査    | ⑩ 施工体制把握のための要領の公表         | 1   | 0.8 | 0.6 |  |
|      | 契約検査    | ⑫ 安全指針・マニュアルの整備           | 1   | 0.8 | 0.6 |  |
|      | 契約検査    | ⑭ 事故発生状況(事故率)             | 1   | 0.8 | 0.6 |  |

## 中部ブロック発注者協議会の取り組み

・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等の情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上等に関する取り組みの促進・強化を図ることを目的として平成20年11月18日に国、地方公共団体等からなる中部ブロック発注者協議会を設置。

同時に以下の3つの活動の柱を合意。

・発注者協議会の構成員は各機関の長を基本とし、オブザーバー2機関を含む計47機関により構成。

(国:17機関、地方公共団体:15機関、特殊法人等13機関、オブザーバー2機関)

### ○公共工事の品質確保対策に関する取り組み

- ・総合評価落札方式の普及促進
- ・工事管理、工事検査、工事成績評定に関する技術力向上と情報共有
- ・公共工事施行の安全対策の強化

### ○公共工事の円滑な執行に関する取り組み

- ・公共工事発注情報の共有化
- ・受発注者間の工事情報共有
- ・資材の単価、需給動向に関する情報共有
- ・設計変更の更なる適正化

### ○地域を支える建設生産システムの向上に関する取り組み

- ・建設ICT・新技術の普及促進
- ・建設企業の施行能力、信頼性、地域貢献度の適切な評価
- ・建設施工に関する受発注者からの課題に対する迅速な対処
- ・地元優良企業の育成

## 中部ブロック発注者協議会の取り組み

・公共工事の品質確保の促進や今後の取り組みの改善に向け、建設生産システムの適正化に向けた取り組みの自己評価のとりまとめ、公表などの取り組みを全構成機関及び関係全市町村において実施することを平成21年6月3日開催の平成21年度第1回中部ブロック発注者協議会において決定。

### 取り組み

●発注者協議会の取り組みの柱(11項目)の確実な推進が必要



**建設生産システムの適正化に向けた取り組みなど(11項目)の主要な事項について、発注者協議会の全構成機関及び関係全市町村(岐阜・静岡・愛知・三重県)における実施状況を発注者の自己評価としてとりまとめ公表することを合意。(平成21年6月3日)**

平成20年度の実施状況と平成21年度の実施目標を設定し公表  
(平成21年11月30日公表済み)



平成21年度の取り組み結果を自らのコメント等により自己評価し公表  
(平成22年4月中公表予定)

## 懇談会設置の背景

- ・公共工事の発注者は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、公共工事の品質を確保するため、総合評価方式の導入・拡充などを進めているが、国、特殊法人、県、市町村等の各発注者の取り組み状況の差が顕著化する中、発注者の取り組みのあり方が問われている。
- ・また、地域企業の健全な発展を図るため、総合評価において地域企業の更なる適切な評価が求められている。
- ・本懇談会は、これらの事項を踏まえ、公共工事の品質確保に関する取り組みの適切な評価や総合評価における地域企業の適切な評価などについての検討を行うことにより、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的に設置するものである。(平成21年6月30日懇談会設置)

## 懇談会の構成委員

- 委員（学識者）小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授  
 國島 正彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授  
 秀島 栄三 名古屋工業大学 大学院 准教授  
 福田 昌史 高知工科大学 客員教授  
 山本 幸司 名古屋工業大学 大学院 教授
- （学識者以外）伊藤 孝 (社)全国建設業協会 東海ブロック代表 ((社)静岡県建設業協会 会長)  
 今井 努 (社)日本土木工業協会 中部支部 副支部長  
 尾関 宏一 NPO法人建設技術サポートセンター 副理事長
- オブザーバー 天野 正巳 鳥羽市 建設課長 (東海市長会 代表)  
 葛島 隆二 愛知県 建設部 技監
- (敬称略、五十音順)

## 懇談会の当面の検討事項

- ①公共工事の発注者自己評価の手法について
  - ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の発注者の取り組みに関して、取り組み状況を適切に評価する手法について検討する。
- ②総合評価における地元優良企業より適切な評価の手法について
  - ・健全な地域企業の更なる適正な評価により、応札行動の保持を図るため、企業の普段の立ち振る舞い(誠実性、地域貢献等)をポイント化(マイルージポイント)して評価する新たな評価手法を検討する。